

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年四月五日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の非自動はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
松伏町	平成三十一年五月二十七日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉川市	平成三十一年五月二十八日から八月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八潮市	平成三十一年五月三十日から八月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三郷市	平成三十一年六月三日から九月二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

神川町	平成三十一年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
寄居町	平成三十一年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上里町	平成三十一年六月十二日から九月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
美里町	平成三十一年六月十三日から九月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
本庄市	平成三十一年六月十四日から十月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
深谷市	平成三十一年六月二十日から九月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上尾市	平成三十一年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鴻巣市	平成三十一年七月二十二日から十月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同